

御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年御杖村条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書中「100分の170」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」」を加える。

第2条 御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給をされた期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。